

平成27年度長野県計画に関する  
事後評価  
(令和2年度実施分)

令和3年11月  
長野県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.17】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 1,828 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県(委託先：長野県歯科医師会)、郡市歯科医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養患者のQOLを向上させるためには、最期まで自分の口で食べられるように口腔機能の維持・回復・向上が不可欠であり、地域において切れ目のない歯科医療提供体制が必要であるが、歯科以外の医療関係者や介護従事者と連携して在宅療養者のケアにあたる地域が少ないのが現状である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数 271 か所 (R1 時点) →271 か所以上(R2 目標)	
事業の内容 (当初計画)	① 平成24年3月に設置された「在宅歯科医療連携室」の運営として、在宅歯科受診希望者に対する実施歯科診療所等の紹介や当該診療所等への在宅歯科医療機器の貸出等の業務を実施する。 ② 在宅歯科医療連携室を中心とした、地域での在宅歯科医療に関する相談窓口を開設し、運営と在宅歯科医療機器の貸出等を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅歯科医療機器の貸出件数：50件/年	
アウトプット指標 (達成値)	在宅歯科医療機器の貸出件数：27件/年	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数 195 か所(R2 時点)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>療養患者に充実した歯科医療や口腔ケアが実施できる体制づくりが進んだ。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県歯科医師会に委託することにより、全県的な取組みを行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35】 医科歯科連携研修事業	【総事業費】 755 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県歯科医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	むし歯や歯周病は、それを放置していると歯を磨くだけで細菌が血液に入る菌血症を発症し、心血管疾患や肺、肝臓、腎臓等の臓器障がい誘発だけでなく、低体重児出産や関節炎等の疾患に悪影響を及ぼす。しかしながら、これらの疾患を予防・改善するために必要な歯科治療を勧められるノウハウや経験を有する医師が未だ少ないことから、医科分野と歯科分野の医療関係者が連携した疾病の予防体制の整備が課題となっている。	
	アウトカム指標：医科歯科連携事業に登録している歯科医療機関 189 か所 (H30 時点) → 202 か所以上 (R5 目標)	
事業の内容 (当初計画)	① 医科と歯科の医療関係者が歯原性菌血症等の知識を共有し、連携して生活習慣病や全身疾患の改善を図るための体制の整備 ② 歯原性菌血症や骨粗鬆症薬による顎骨壊死等の知識の普及のための研修会の開催	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医科歯科連携研修会参加者数：100 名	
アウトプット指標 (達成値)	医科歯科連携研修会参加者数：390 名 (動画の視聴数)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・医科歯科連携事業に登録している歯科医療機関 195 か所 (R2)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 研修会を開催することにより、医科と歯科が連携した疾病予防体制の整備が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 県歯科医師会が事業主体となることで、全県的な取組みを行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.46】 医療従事者救急技能向上支援事業	【総事業費】 3,707 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内の医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>救急医療の現場では医療技術の高度化・複雑化に伴い、高い専門性を有するスタッフの確保が、患者の救命率の向上や社会復帰の成否を大きく左右する状況下にあるため、救命処置に関する高度な専門知識や技術の研修、養成体制の整備が求められている。</p> <p>アウトカム指標：人口10万人あたりの就業看護職員数 1436.9人（2018年時点）→1436.9人以上</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>看護師及び医療従事者の救命救急処置技能の向上に資する資格（BLS（一次救命救急）、ACLS（二次心肺蘇生法）、PALS（小児二次心肺蘇生法）、PEARS（小児一次救急））取得により、迅速かつ的確な救命処置が実施されるよう、受講費用に対して支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	資格取得者数：200人	
アウトプット指標（達成値）	資格取得者数：78人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 人口10万人あたりの就業看護職員数 1490.3人（R2）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 救命救急処置を迅速かつ的確に行うため、ACLS研修等の受講に対して支援を行い、医療従事者の救命救急処置技能の向上が図られた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 講師を病院に招聘し研修を行う場合は受講料だけではなく、講師謝金も補助対象とすることで、効率的な資格取得促進を図ることができた。</p>	
その他		